

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年10月31日(2013.10.31)

【公開番号】特開2013-32405(P2013-32405A)

【公開日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【年通号数】公開・登録公報2013-008

【出願番号】特願2012-255574(P2012-255574)

【国際特許分類】

C 07 F 9/165 (2006.01)

【F I】

C 07 F 9/165 L

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月17日(2013.9.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

医薬品グレードのマラチオンを含む医薬製剤であって、前記医薬品グレードのマラチオンが0.1%(w/w)未満のMeOOSPO、0.1%(w/w)未満のMeOSSPO、0.2%(w/w)未満のMeOOSPS、0.1%(w/w)未満のマラオクソン、0.1%(w/w)未満のイソマラチオン、及び0.1%(w/w)未満のいずれかのその他の検出しうる不純物を含む、医薬製剤。

【請求項2】

9.9%(w/w)より高い純度を有する医薬品グレードのマラチオンを含む、請求項1記載の医薬製剤。

【請求項3】

前記製剤中のマラチオンが0.05%(w/w)未満のMeOOSPOを含む、請求項1記載の医薬製剤。

【請求項4】

前記製剤中のマラチオンが0.04%(w/w)未満のMeOSSPOを含む、請求項1記載の医薬製剤。

【請求項5】

前記製剤中のマラチオンが0.02%(w/w)未満のMeOOSPSを含む、請求項1記載の医薬製剤。

【請求項6】

前記製剤中のマラチオンが0.08%(w/w)未満のメチルマラチオンを含む、請求項1記載の医薬製剤。

【請求項7】

前記製剤中のマラチオンが0.06%(w/w)未満のメチルマラチオンを含む、請求項1記載の医薬製剤。

【請求項8】

前記製剤中のマラチオンが0.05%(w/w)未満のイソマラチオンを含む、請求項1記載の医薬製剤。

【請求項9】

前記製剤中のマラチオンが0.02%(w/w)未満のイソマラチオンを含む、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 10】**

前記製剤中のマラチオンが0.2%(w/w)未満のジエチルフマレート及び0.2%(w/w)未満のジメチルマラチオンを含む、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 11】**

前記製剤中のマラチオンが0.05%(w/w)未満のマラオクソンを含む、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 12】**

前記製剤中のマラチオンが0.1%(w/w)未満のMeOOSPSを含む、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 13】**

25及び60%の相対湿度における3ヶ月の貯蔵後、イソマラチオンの量が0.1%(w/w)以下である、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 14】**

40及び75%の相対湿度における3ヶ月の貯蔵後、イソマラチオンの量が0.1%(w/w)未満である、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 15】**

テルピネオール、ジペンテン、松葉油及びイソプロピルアルコールを更に含む、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 16】**

70%(w/w)以上のイソプロピルアルコールを含む、請求項15記載の医薬製剤。

**【請求項 17】**

12.672%(w/w)のテルピネオール、10.493%(w/w)のジペンテン及び0.284%(w/w)の松葉油を含む、請求項15記載の医薬製剤。

**【請求項 18】**

ローション、ゲル、クリーム又は溶液である、請求項15記載の医薬製剤。

**【請求項 19】**

5における3ヶ月の貯蔵後、イソマラチオンの量が0.05%(w/w)未満である、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 20】**

25及び60%の相対湿度における3ヶ月の貯蔵後、イソマラチオンの量が0.05%(w/w)未満である、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 21】**

40及び75%の相対湿度における3ヶ月の貯蔵後、イソマラチオンの量が0.07%(w/w)以下である、請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 22】**

ゲルである請求項1記載の医薬製剤。

**【請求項 23】**

マラチオンが99.0%(w/w)より高い純度を有する、請求項22記載の医薬製剤。

**【請求項 24】**

0.65%(w/w)の医薬品グレードのマラチオンを含む、請求項22記載の医薬製剤。

**【請求項 25】**

テルピネオール、ジペンテン、松葉油及びイソプロピルアルコールを更に含む、請求項22記載の医薬製剤。

**【請求項 26】**

医薬品グレードのマラチオンを含む医薬製剤であって、前記医薬品グレードのマラチオンが98.5%より高い純度を有し、0.1%(w/w)未満のMeOSSPO、0.1%(w/w)未満のMeOSSPO、0.2%(w/w)未満のMeOOSPS、0.1%(w/w)未満のマラオクソン、0.1%(w/w)未満のイソマラチオン、及び0.1%(w/w)未満のいずれかのその他の検出しうる不純物を含む、医薬製剤。

**【請求項 27】**

ローションである、請求項 2 6 記載の医薬製剤。

【請求項 2 8】

ゲルである、請求項 2 6 記載の医薬製剤。

【請求項 2 9】

ローションである、請求項 1 記載の医薬製剤。

【請求項 3 0】

9 9 % (w/w) より高い純度を有する医薬品グレードのマラチオンを含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 3 1】

前記製剤中のマラチオンが 0 . 0 5 % (w/w) 未満の MeOOSPO を含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 3 2】

前記製剤中のマラチオンが 0 . 0 5 % (w/w) 未満のイソマラチオンを含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 3 3】

前記製剤中のマラチオンが 0 . 2 % (w/w) 未満のジエチルスマレート及び 0 . 2 % (w/w) 未満のジメチルマラチオンを含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 3 4】

前記製剤中のマラチオンが 0 . 0 5 % (w/w) 未満のマラオクソンを含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 3 5】

前記製剤中のマラチオンが 0 . 1 % (w/w) 未満の MeOOSPS を含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 3 6】

2 5 及び 6 0 % の相対湿度における 3 カ月の貯蔵後、イソマラチオンの量が 0 . 1 % (w/w) 以下である、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 3 7】

0 . 6 5 % (w/w) の医薬品グレードのマラチオンを含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 3 8】

テルピネオール、ジベンテン、松葉油及びイソプロピルアルコールを更に含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 3 9】

7 0 % (w/w) 以上のイソプロピルアルコールを含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。

【請求項 4 0】

1 2 . 6 7 2 % (w/w) のテルピネオール、1 0 . 4 9 3 % (w/w) のジベンテン及び 0 . 2 8 4 % (w/w) の松葉油を含む、請求項 2 9 記載の医薬製剤。